

告 示

埼玉県告示第千四十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年九月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月二日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前） 特定非営利活動法人所沢市思い出語りの会
（変更後） 特定非営利活動法人思い出語りの会

三 代表者の氏名

堀 葛郎

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市大字北秋津六百八番地の六

五 定款に記載された目的

この法人は、所沢地区の高齢者同士、高齢者を介護する家族、保健施設や老人施設等の利用者やスタッフに対して、「思い出語り」の手法を活用してコミュニケーション・ケアを図り、相互援助的人間関係を築きながら生活の質の向上を目指す。また、若年者に対しても、聴く力と話す力や共感性を育むコミュニケーション能力の向上を図る活動を目的とする。